

榛東村
DX（デジタルトランスフォーメーション）
推進計画

令和5年12月
榛東村

【目 次】

1 策定の背景と趣旨	1
2 構成・期間	2
3 策定ビジョン	2
4 本計画の位置付け	3
5 推進体制	3
6 重点項目	
【重点項目 1】 村民生活の利便性向	3
【重点項目 2】 行政運営の効率化・省力化	4
【重点項目 3】 DX推進に係る環境の整備	5
7 進捗状況の把握及び見直し	5
8 BPRの取組みの徹底	6
9 基幹業務システムの標準化	6
10 工程表	7
11 用語集	21

1 策定の背景と趣旨

近年、I C T^{※1}(情報通信技術)の進展は目覚ましく、ネットワークやデジタル技術の発達により、これまでの生活様式が大きく変化し、社会構造や経済構造にも影響を与えています。

特にパソコンやスマートフォンは、各個人のコミュニケーションツールとしての枠を超えて、多様で大量の情報の取得や発信を可能にし、買物、娯楽、支払決済など、私たちの日常生活に欠かせないツールとなっています。

そんな中、新型コロナウイルス感染症対応において、地域・組織間で横断的にデータが十分に活用できること、オンラインでの各種手続きができないなど様々な課題が明らかとなつたことから、こうしたデジタル化の遅れに対して迅速に対処するとともに、「新たな日常」の原動力として、制度や組織の在り方等をデジタル化に合わせて変革していく社会全体のデジタルトランスフォーメーション（D X）が求められています。

国は、令和2年12月に、自治体のD Xを加速させるため、令和3年1月から令和8年3月までを計画期間とした「自治体デジタルトランスフォーメーション（D X）推進計画(以下「自治体D X推進計画」という。)」を策定し、各自治体において情報システムの標準化・共通化や行政手続のオンライン化、A I^{※2}・R P A^{※3}の利用促進などの取組を求めていきます。

さらに、令和3年7月には、自治体D X推進手順書が示され、自治体D X推進計画を踏まえ、各自治体において着実にD Xに取り組むこととなりました。そして、デジタル社会の実現に向けた改革の基本方針において、デジタル社会の目指すビジョンとして「デジタルの活用により、一人ひとりのニーズに合ったサービスを選ぶことができ、多様な幸せが実現できる社会」を掲げ、「誰一人取り残さない、人に優しいデジタル化」の実現に向けて令和3年9月にデジタル庁が設置されました。

こうした昨今の社会情勢を踏まえると、デジタル化の推進は自治体においても重要かつ喫緊の課題であり、人口減少や少子高齢化が進行しつつある現状において、地域社会や行政運営を維持する上でも有効な手段として考えられます。本村においても、少子化に伴う人口減少が進むことが予想され、いわゆる2040年問題に直面することが想定されます。今後、現在より少ない職員数で、今以上の業務を行わなければならないことが予想され、一人あたりの業務量が増加し、職員が疲弊することが想定されます。そのため、行政サービスの維持・向上を目的として、業務効率化を進める自治体D Xの推進が必要不可欠となっています。

こうした背景を踏まえ、本村におけるデジタル社会の実現に向けた基本的な考え方を示すとともに、自治体D X推進手順書に基づき、本村におけるD X推進のビジョンと工程を明確にし、長期的な展望を示す観点から、榛東村D X推進計画(以下「本計画」という。)を策定するものです。

これから職員は各種計画における各施策・各事業を進める上で、デジタル化の視点を持ち利便性の向上と行政事務の効率化を進め、もっと暮らしやすい新たな榛東村を目指します。

2 構成・期間

本計画は、DX推進における取組を示したビジョンと自治体DX推進計画における重点取組項目等を踏まえた主な取組スケジュールの概要を示す工程表で構成します。

計画期間は、令和5年度から令和8年度までとします。

3 策定ビジョン

「デジタル社会の実現に向けた改革の基本方針」（2020年12月25日閣議決定）において、目指すべきデジタル社会のビジョンとして「デジタルの活用により、一人ひとりのニーズに合ったサービスを選ぶことができ、多様な幸せが実現できる社会～誰一人取り残さない、人に優しいデジタル化～」が示されました。また、令和2年12月に国が策定した自治体DX推進計画では、6つの事項が重点的に取り組むべき事項として示されています。

- (1) 自治体の情報システムの標準化・共通化
- (2) マイナンバーカードの普及促進
- (3) 自治体の行政手続のオンライン化
- (4) 自治体のA I・R P Aの利用促進
- (5) テレワークの推進
- (6) セキュリティ対策の徹底

自治体においては、まずは、「自らが担う行政サービスについて、デジタル技術やデータを活用して、住民の利便性を向上させる」とともに、「デジタル技術やA I等の活用により業務効率化を図り、人的資源を行政サービスの更なる向上に繋げていく」ことが求められるとともに、DXを推進するに当たっては、住民等とその意義を共有しながら進めていくことも重要とされています。そのため、本村では組織体制や業務、事務事業を見直し、無駄を排除した開かれた透明性ある行政運営を目指します。

本計画においては、以下3つの事項を目指すべきビジョンとし、重点的に取り組むべき事項・内容をそれぞれ具体化します。

目指すべきビジョン

- (1) 誰一人取り残さない、人に優しいデジタル化
- (2) 行政サービスの抜本的見直しによる村民の利便性向上
- (3) デジタル技術の積極的な活用による業務の効率化、職員の負担軽減

自治体DX = デジタル技術を活用して地域住民に提供する
サービスや業務フローなどを変革させ、地域社会
の利便性向上や業務効率化を図ること

4 本計画の位置付け

本計画は、自治体DX推進計画などを踏まえ、第6次榛東村総合計画において 本村が取り組むDX推進の方向性を示したものとして位置付けます。

5 推進体制

本計画の推進にあたっては、組織・人事の仕組み、組織文化そのものの変革も必要となる中、目指すビジョン等に対してコミットメントしていくことで、計画の実行性を確保します。

また、本村では自治体DXを「行政改革に係る重要事項」と捉え、副村長を司令塔とし、全庁的にビジョン・工程表等からなる計画の決定・改正を行うものとします。

DX推進体制にあたっては、従来の情報政策担当部門が担ってきた情報システムの構築・維持管理に係る業務や情報セキュリティに係る業務は引き続き適切に実施しつつ、積極的にデジタル技術やデータを活用して自治体行政を変革していく必要があることから、例規・組織・人事担当部門、財政・行政改革担当部門の連携を強化し、総務課長、企画財政課長がDXを推進していく中心としての役割を果たします。また、取組項目ごとに各所属で推進課題の調査及び検討を行うとともに、個別課題に対して検討チームを立ち上げ、課題解決に向け、横断的に全庁を挙げて取組を推進します。

なお、BPR^{※4} やデジタル活用等について支援するDX推進アドバイザー等の登用については、デジタル技術等の専門的知見を有する外部専門人材の活用を積極的に検討します。

6 重点項目

計画は、3つの重点項目に分類します。

重点項目 1 村民生活の利便性向上

行政手続のオンライン化の推進等により、非来庁型の行政サービスを目指し、住民の利便性の向上を図ります。その前提として、押印・署名等業務プロセスの見直しを行い、村民や職員が、可能な限りデジタル的手段で処理できる環境を整備し、「書かない・行かない・待たない窓口」を目指します。

また、国が示す「自治体の行政手続のオンライン化に係る手順書」を踏まえ、マイナポータルや電子申請システムによるオンライン手続への対応を行います。

積極的に試験導入によるトライアル運用やPOC^{※5}（概念実証）を通じて、ユースケース（用途・必要性と運用ノウハウ）を十分に確認したうえでの導入を進めます。

〈主な取組〉

- 行政手続のオンライン化
 - ・ホームページの見直し
 - ・マイナポータルの活用
 - ・汎用性電子申請システムの導入検討
 - ・施設予約管理システムの導入検討
- 各種相談窓口のオンライン化
 - ・L I N E等を活用した情報提供・収集
- 新しい窓口の導入検討（書かない・行かない・待たない）
 - ・コンビニ交付の活用等
- 図書室の蔵書のネットワーク化
- デマンドバス（タクシー）等の検討
- 学校と家庭のデジタル化
- 空き家を活用したリモートワークなどの環境作り
- 農業・産業分野におけるデジタル化の支援

重点項目2 行政運営の効率化・省力化

音声自動テキスト化ツールなどのA I技術やR P A等の利活用を積極的に推進するとともに、業務効率化・業務改善を推進するため、文書管理や電子決裁、出退勤管理など新たなシステム等の導入や利活用について検討を進めます。チャットツールやローコード・ノーコードツールの活用検討やペーパーレス化を推進するとともに、キャッシュレス決済の導入・拡充も適宜検討をします。

今後、更なる高齢化・人口減少が見込まれる2040年を見据え、業務の在り方そのものを刷新することが重要です。A IやR P Aなどのデジタル技術は、多様化・複雑化する行政課題・地域課題を解決するための有力なツールであり、限られた経営資源の中で持続可能な行政サービスを提供し続けていくためには積極的に活用すべきものと考えられます。

その他、既存のグループウェアの機能を有効活用するなど、着実な業務改善を推進します。

〈主な取組〉

- A I・R P Aの利用推進、業務効率化・業務改善システムの導入運用
- キャッシュレス決済の拡充検討
- コミュニケーションツール（チャット、W E B会議等）の導入検討
- B P Rの取組みの徹底（バックヤード事務の整流化・効率化）

重点項目3 DX推進に係る環境の整備

村が管理保有する情報資産には、村民の個人情報のみならず、行政運営上の重要な情報が集積されています。こうした情報資産を様々な脅威から守ることは、村民の生命、財産、プライバシー等の安全と安定的な行政運営のために必要であり、電子自治体の構築には、すべてのネットワーク及び情報システムが高度な安全性を有することが不可欠です。

本村では、保有する情報資産の機密性（権限のない者への情報資産の利用を防止すること。）、完全性（情報資産の改ざん、破壊等による被害を防止すること。）、可用性（権限のある者に情報資産を利用させること。）を維持するための情報セキュリティポリシーを定め、情報セキュリティ対策の運用を行っていますが、適宜、情報セキュリティポリシーを見直すなどDX推進の前提となるセキュリティ対策を徹底します。また、職員がデジタル行政に対応できるように、セキュリティ、DX及びデジタル支援研修を計画的に行います。

また、デジタルインフラの整備、マイナンバーカードの普及促進・利活用拡大、データ連係基盤、ICTの活用による持続可能性と利便性の高い公共交通ネットワークの整備、エネルギーインフラのデジタル化等を推進するとともに、スマートフォン等の使い方の講習に取り組むなどデジタルデバイド^{※6}対策も推進します。さらに、試験導入などで新しい技術を取り入れるなど、DX化へのブレーキをかける状況を作らないことを念頭に、DX推進に係る環境を整備します。

〈主な取組〉

- セキュリティ対策の徹底
- デジタルデバイド対策の推進
- テレワークの推進検討
- パソコン端末・ネットワーク環境等の配備（Wi-Fi環境の整備含む）
- デジタル人材の育成・研修

7 進捗状況の把握及び見直し

本計画の進捗状況については、P D C Aサイクルによる進捗管理を行い、各年度その状況を、村のホームページ等で状況を公表します。また、実効性のある取組となるため、デジタル庁をはじめとする国の動向や技術革新などに注視し、施策自体を最新化していくことを念頭に置き、OODAループ^{※7}の活用を推進します。あわせて、試験導入やP o C（概念実証）等も積極的に実施します。

8 BPRの取組みの徹底

重点項目に関連する各施策の推進に伴い、申請の受付や手数料の納付、電子決裁等による内部処理など業務プロセスについて変化が生じます。AI・RPA、チャットツールやローコード・ノーコードツールの活用検討やペーパーレス化を推進するとともに、従来の押印、書面、対面からの脱却を図り、固定観念に囚われない柔軟な発想によるBPRを徹底することで行政事務の効率化を実現します。

また、BPRの取組において利用が想定される新たなソリューションや技術等の活用にあたっては、各業務担当部門にこれらを使いこなすことができる人材が配置されることが重要です。最新技術やソリューション活用に関わる研修等を定期的に実施し、新たなデジタル技術への不安がDX推進のブレーキとならないよう全職員のデジタル意識の醸成を図ります。さらに、情報システム部門や各業務担当部門のデジタル人材については、より高度な知識が身に付くよう、民間の研修などへの参加、デジタル人材の確保・育成に関わる事業などを積極的に活用するとともに、外部人材の活用についても検討します。

9 基幹業務システムの標準化

自治体の基幹業務システムは、これまで、自治体が独自に発展させてきた結果として、次のような課題を抱えています。

- (1) 維持管理や制度改正時の改修等において自治体は個別対応を余儀なくされ負担が大きいこと
 - (2) 情報システムの差異の調整が負担となり、クラウド利用が円滑に進まないこと
 - (3) 住民サービスを向上させる最適な取組を迅速に全国へ普及させることが難しいこと
- このような自治体の基幹業務システムの状況を踏まえ、自治体に対し、標準化基準（地方公共団体情報システムの標準化に関する法律（以下「標準化法」という。）第6条第1項及び第7条第1項に規定する標準化基準をいう。）に適合する基幹業務システムの利用を義務づけ、標準準拠システムについてガバメントクラウド（デジタル社会形成基本法第29条に規定する「全ての地方公共団体が官民データ活用推進基本法第2条第4項に規定するクラウド・コンピューティング・サービス関連技術に係るサービスを利用することができるようにするための国による環境の整備」としてデジタル庁が整備するものをいう。）を利用することを努力義務とすること等を規定する標準化法が令和3年5月に成立し、標準化法に基づき、自治体情報システムの標準化・共通化を推進します。

また、令和4年1月には、標準化法第2条第1項の規定に基づき、標準化対象事務として基幹系20業務（児童手当、子ども・子育て支援、住民基本台帳、戸籍の附票、印鑑登録、選挙人名簿管理、固定資産税、個人住民税、法人住民税、軽自動車税、戸籍、就学、

健康管理、児童扶養手当、生活保護、障害者福祉、介護保険、国民健康保険、後期高齢者医療、国民年金）が政令で定められました。

本村においても、令和7年度末までの適切な時期に標準化に移行するため、別途スケジュールをたて、計画的な移行を目指すこととします。

10 工程表(令和5年度～令和8年度)

主な取組を進めるにあたり、財政的・人的確保が困難であるため、まずは次ページ以降の取組事項を進めることとし、詳細なスケジュールを整理します。

工程表は検討中の事案等を含むため公表していません。

用語集

用語	解説
※ 1 ICT	Information and Communication Technology 情報や通信に関する技術の総称
※ 2 AI	Artificial Intelligence 人工知能
※ 3 RPA	Robotic Process Automation パソコンを使用して行う入力、集計といった定型業務を自動化するソフトウェア
※ 4 BPR	Business Process Reengineering 現在の業務プロセスを詳細に調査・分解し、サービスの質の向上や人的リソースの活用等の面からどのような問題点があるかを徹底的に分析して、業務プロセスそのものの再構築を図ること。
※ 5 PoC	Proof of Concept (ピーオーシー／ポック) 新たなアイデアやコンセプトの実現可能性、得られる効果などを検証すること。試作開発に入る前の検証を指す。
※ 6 デジタルデバイド	インターネットやパソコン等の通信技術を利用できる者とできない者との間に生じる格差のこと。
※ 7 OODA ループ	Observe Orient Decide Act (ウーダループ) 観察して状況判断、方向付けをし、意思決定、実行を繰り返しを行うこと。素早い状況判断が必要な状況で効果的な手法。

令和5年12月

発行 群馬県榛東村

編集 企画財政課

〒370-3593 群馬県北群馬郡榛東村大字新井 790 番地 1

TEL 0279-54-2211

FAX 0279-54-8225

E-mail zaisei@vill.shinto.gunma.jp